

## 第2章 訪問系サービス

### 1 訪問系サービスにおける共通事項

- (1) 支給決定時間数について、1週間で必要な時間数を1ヶ月分に換算する場合は、4.5週分として計算する。ただし、月により不足が生じることが多い場合は5週分として計算することも可能とする。
- (2) 1日に身体介護、家事援助又は同行援護を複数回算定する場合は、2時間以上の間隔を空けなければならないが、サービス提供の間隔が2時間未満の場合は、前後を1回分として算定することとなる。ただし、別のサービス類型を利用する場合、身体の状態等により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合又は別の事業者が提供する支援との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。
- (3) 訪問系サービスを利用しての移動については、公共交通機関の利用を原則とする。ただし、利用者の心身の状態、公共交通機関の利用が困難な地域等やむを得ない場合は車両の使用も可能であるが、事業所やヘルパーが所有する車両を使用する場合は、道路運送法上の許可等が必要になることに留意すること。また、利用者又は家族の車両を使用する場合は、事故発生時の対応についてあらかじめ協議しておくこと。なお、ヘルパー自身が運転する場合は、運転中に直接的な支援を行っていないことから報酬の算定はできない。
- (4) 施設入所支援又は共同生活援助の利用者が一時帰宅する場合は、通常受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、個別の状況を勘案し、帰宅時に訪問系サービスを利用する必要性がある者については、訪問系サービスを利用することができる。
- (5) 障害福祉サービスと訪問看護の時間を重複させての利用は原則できない。ただし、個別の状況を勘案し、本人と事業所の時間調整がどうしても難しい場合等、同時間における支援の必要性がある者については重複して利用することができる。
- (6) 訪問系サービスを利用して外出する場合は自宅発着が原則であるが、個別の状況を勘案し、必要性がある者については自宅以外を始点・終点として利用することができる。
- (7) 選挙の投票に行く場合は通院等介助・通院等乗降介助、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「通院等介助等」という。)を利用することとなるが、外出に係るサービスの支給決定が身体介護又は移動支援のみである場合は、これらのサービスでも利用可能とする。なお、投票用紙の代筆については、受付にて申し出ることにより市の職員が行うこととなり、ヘルパーが代筆することはできない。
- (8) 本人の心身の状態が急変し、急遽通院が必要となった場合は通院等介助等を利用することとなるが、外出に係るサービスの支給決定が移動支援のみである場合は、移動支援でも代用可能とする。ただし、その事由

が生じた当日又は翌日(翌日が土日祝の場合は翌開庁日)に速やかに障害福祉課に連絡すること。

- (9) 薬局で薬を受け取る場合は、通院等介助等で本人と一緒にいく必要がある。ただし、本人の体調不良等で外出できない理由がある場合は、薬局の承諾を得たうえで、家事援助で代行することも可能とする。
- (10) 入院中の利用者について、一時外泊中で医師の許可がある場合は訪問系サービスを利用することができる。
- (11) 通院等介助等については、入退院時及び転院時についても利用することができる。
- (12) 重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援において、宿泊を伴う旅行で利用する場合については、サービス提供事業所が作成した旅行支援計画書を障害福祉課へ事前に提出する必要がある。
- (13) 日用品の買い物については、身体介護、家事援助、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用を優先し、その他嗜好品等の買い物については移動支援の利用を優先すること。
- (14) 日中活動系サービス事業所の送迎ルートของバス停までの介助については、基本的には家族の支援によるものとする。ただし、家族の障害や疾病等により支援が得られない場合は、日中活動系サービス事業所が支援方法を検討することとなるが、日中活動系サービス事業所においても支援ができない場合は、身体介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援での利用が考えられる。
- (15) 育児に困難を抱える利用者(親)への育児支援として、家事援助又は重度訪問介護を利用することができる。ただし、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるため、次のア～ウのいずれにも該当する場合にのみ、個々の利用者(親)、子ども又は家族等の状況を勘案し、必要に応じて家事援助又は重度訪問介護の支援内容に含めるものとする。
  - ア 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合
  - イ 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合
  - ウ 他の家族等による支援が受けられない場合
- (16) 二人介護について
  - ア 対象となるサービス
    - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援
  - イ 要件
    - 二人のヘルパーにより居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の(イ)～(ウ)のいずれかに該当する場合とする。
      - (イ) 障害者または障害児(以下「障害者等」という。)の身体的理由により、一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合。

(イ) 行動障害があり、一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合。

(ウ) その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認められる場合。

ウ 異なる事業所が同時にサービス提供を行う場合

二人介護でのサービス提供については、ヘルパー同士が連携した支援を行い、責任の所在が明確となるよう同一事業所のサービス提供が望ましい。ただし、事業所の人員体制上等により異なる事業所を利用する場合は、責任の所在を明確にするため、それぞれサービス提供を行う事業所が作成する個別支援計画に分担作業部分と共同作業部分を記載し、三者で確認を行うこと。

(17) 重度訪問介護については1日3時間以上の支給決定を基本としているが、短時間集中的な居宅介護のみが1日に複数回行われた場合に、これらの提供時間を通算して3時間以上あるような支援を想定しているものではなく、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されているほか、1回あたりのサービスについても、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたるような支援を想定しているため、1日あたりの提供時間が長時間となる場合は、支援内容、支援時間及び本人の意向等を総合的に勘案したうえで、重度訪問介護又は居宅介護を支給決定する。

(18) 共同生活援助事業所へ入居中の利用者が、身体介護、家事援助又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、次のア～ウのいずれにも該当し、必要性が認められる場合は利用することができる。なお、身体介護についてはアに該当しない場合であっても利用することができる。

ア 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者である。

イ 障害支援区分4以上に該当している。

ウ 共同生活援助の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられている。

## 2 居宅介護

### (1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

サービス類型は、次のア～エのとおり。

ア 居宅における身体介護が中心である場合(以下「身体介護」という。)

イ 家事援助が中心である場合(以下「家事援助」という。)

ウ 通院等介助(身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合)が中心である場合(以下「通院等介助」という。)

エ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(以下「通院等乗降介助」という。)

(2) 対象者

障害支援区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当する者。

ア 障害支援区分2以上に該当していること。

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること。

(ア) 歩行

「全面的な支援が必要」

(イ) 移乗

「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ) 移動

「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ) 排尿

「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ) 排便

「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3) 標準支給量について

ア 標準支給量

サービスの種類	障害支援区分	標準支給量	サービスの種類	障害支援区分	標準支給量
身体介護	区分1	10時間	家事援助	区分1	5時間
	区分2	15時間		区分2	14時間
	区分3	18時間		区分3	18時間
	区分4	21時間		区分4	21時間
	区分5	45時間		区分5	30時間
	区分6	60時間		区分6	35時間

イ 通院等介助・通院等乗降介助については、通院頻度や通院先の医療機関までの時間又は官公署等での手続き等が制約されるべきではないと考えるため、標準支給量は設定しないものとする。

(4) 身体介護について

ア サービス内容

身体介護は、利用者の身体に直接接触して行う支援サービス、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲向上のために利用者と共に自

立支援のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上、社会生活上のためのサービスをいう。また、それらのために必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含む。

イ 具体的な内容

排泄介助、食事介助、身体の清拭、入浴介助、身体整容、起床・就寝介助、体位変換、移動・移乗介助又は服薬介助等

ウ 対象とならない内容

見守り、医療行為(医療行為の範囲については、平成17年7月26日付け医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(別紙2)に留意すること。)

エ 身体介護の運用について

身体介護での入浴支援については、日中活動系サービス事業所等別の社会資源で入浴の支援を受けている場合、それらの回数も含め原則週に3回までとする。ただし、個別の状況を勘案し、必要性が認められる場合は週に4回以上の入浴も可能とする。

(5) 家事援助について

ア サービス内容

家事援助は、掃除、洗濯又は調理等の日常生活において直接利用者の援助(そのために必要な一連の行為を含む)となる支援であり、利用者が単身又は家族が障害や疾病等のため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

イ 具体的な内容

買物、調理、洗濯、掃除、郵便物の投函・受取又はゴミ出し等

ウ 対象とならない内容

(ア) 「利用者の援助」に該当しない行為

- a 対象者以外(家族等)のものに関する洗濯、調理、買物等
- b 対象者以外(家族等)が使用する家族の部屋や共用部分の掃除
- c 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- d 本人が不在の状態でのサービス提供
- e 自家用車の洗車、掃除

(イ) 日常生活の営みに支障がないもの

- a 草むしり
- b 花木の水やり
- c ペットの世話、散歩等

(ロ) 日常的な家事の範囲を超えるもの

- a 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- b 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- c 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

- d 植木の剪定(せんてい)等の園芸
- e 正月や節句等のための特別な手間をかけて行う調理

エ 家事援助の運用について

共有部分の掃除については、家事援助を利用することができない。  
ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯については利用することができる。

(6) 通院等介助・通院等乗降介助について

ア サービス内容

病院等へ通院するための移動介助、官公署での公的手続又は障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助。

イ 具体的な内容

「通院等」の範囲は、次の(ア)～(ウ)のとおり。

(ア) 病院等に通院する場合。

(イ) 官公署(国、都道府県及び市町村の機関(裁判所、府庁、市役所、警察署又は投票所等)、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)又は相談支援事業所等)に公的手続または障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合。

(ウ) 相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合。

ウ 通院等介助と通院等乗降介助との適用関係について

(ア) 通院等乗降介助を算定する場合は、ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き又は移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

(イ) 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続き又は移動等の介助」については、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする(利用者の日常生活動作能力などの向上のため、移動時に転倒しないよう側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないよう常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。 )。

(ウ) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を」行う場合に通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する。

(エ) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「身体介護」を算定する場合は、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助又は食事介助等)に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定する。

エ 通院等介助・通院等乗降介助の運用について

(ア) 院内の介助については病院側が対応すべきであるが、次の a 及び b のいずれにも該当する場合は、通院等介助・通院等乗降介助の算定が可能である。

a 病院側の諸事情により、院内介助がつかない。

b 本人が院内でも支援を必要とする心身の状態であること。

※ 事業所が作成する個別支援計画に a 及び b の理由を記録すること。

(イ) 共同生活援助の利用において、通院については日常生活上の支援の一環として世話人等が対応することとなるが、慢性の疾病等を有する障害者であって、医師の指示により定期的な通院が必要であり、世話人等が個別に対応することが難しい場合は、通院等介助・通院等乗降介助を利用することができる。

### 3 重度訪問介護

#### (1) サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを含む生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

また、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援又は病院等の職員へ適切な支援方法を伝える等の支援を行う。

#### (2) 対象者

障害支援区分 4 以上(病院等に入院又は入所中の障害者が意思疎通の支援又は病院等の職員へ適切な支援方法を伝える等の支援のために利用する場合は区分 6)であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していること。

(ア) 二肢以上に麻痺等がある。

- (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」及び「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている。
- イ 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。
- (3) 標準支給量について
  - ア 標準支給量  
540時間/月
  - イ 移動介護加算  
48時間/月（通院等(具体的な範囲については18ページ参照)のため外出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。)
- (4) 重度訪問介護の運用について
  - ア 障害児への支給決定については、15歳以上で、児童福祉法第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合に障害者とみなし、障害者の手続に沿って支給の要否を判断する。
  - イ 重度訪問介護は身体介護及び家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価しているため、同一事業所がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。ただし、サービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが難しく、他の事業所が身体介護等を提供する場合はこの限りではない。
  - ウ 区分6の利用者について、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパー(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、利用者への支援に熟練したヘルパーが同行してサービス提供を受けることができる。当該支援に係る考え方は次の(ア)～(エ)のとおり。
    - (ア) 区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間までとし、原則として1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市が認めた場合には3人を超えて算定できる。
    - (イ) 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。
    - (ウ) 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。
    - (エ) 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用



者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。

#### 4 同行援護

##### (1) サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

##### (2) 対象者

同行援護アセスメント調査票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

##### (3) 標準支給量

48時間/月（通院等（具体的な範囲については18ページ参照）のため外出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。）

#### 5 行動援護

##### (1) サービス内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

##### (2) 対象者

障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。

##### (3) 標準支給量

48時間/月（通院等（具体的な範囲については18ページ参照）のため外出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。）

##### (4) 行動援護の運用について

行動援護については、1日に1回しか算定できない。

#### 6 移動支援

##### (1) サービス内容

障害者等の自立生活及び社会生活を促進するために、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

##### (2) 具体的な内容

外出時の移動の介助や外出先での排泄・食事等の支援、外出時やその前

後における代筆・代読等のコミュニケーション支援及び外出に伴い必要と考えられるその前後の身の回りの世話や整理等。

(3) 対象とならない内容

通勤や営業活動などの社会経済活動となる外出、通学、通所、通院、官公署への公的手続に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出等は原則対象とはならない。

(4) 対象者

ア 身体障害者

次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 常時(電動)車椅子を利用し、移動時に支援が必要と認められる者。

(イ) 次の要件のうち、a～b及びc～eを含む3つ以上に該当する者。

- a 右上肢の機能の障害を有する
- b 左上肢の機能の障害を有する
- c 右下肢の機能の障害を有する
- d 左下肢の機能の障害を有する
- e 体幹機能の障害を有する
- f 肢体不自由の障害等級が1級に該当

イ 知的障害者

ウ 精神障害者

エ 難病等対象者

オ 障害児(小学校1年生以上)

(5) 標準支給量(2人介護時は標準支給量を2倍とする)

ア 障害者

48時間/月

イ 障害児

12時間/月(長期休暇時は24時間/月)

(6) 移動支援の単価区分について

ア 身体介護を伴う

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 認定調査票の「移動や動作等に関連する項目」のうち、「食事」、「排泄」、「入浴」、「移動」及び「移乗」において、4項目以上「全面的な支援が必要」に該当している。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」、「移動」については「移動」及び「歩行」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

(イ) 認定調査票の「行動障害に関連する項目」のうち、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反すう等」、「そううつ状態」、「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が

乏しい」において、1項目以上「ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要」に該当している。

イ 身体介護を伴わない

「身体介護を伴う」に該当していない場合。

(7) 移動支援の運用について

ア プールや銭湯等を利用する際の遊泳中や入浴中について、安全確保のために支援を受ける必要がある場合は、移動支援として利用できる。

イ 居酒屋やギャンブル(競馬又はパチンコ等)に移動支援を利用できるが、ヘルパーの飲酒や換金行為はできない。

ウ 利用者が利用している施設や学校等の行事については、施設や学校側に監督責任があるため移動支援は利用できない。

エ 人間ドックのような健康診断のために医療機関を受診する場合は、通院とは異なるため移動支援での利用となる。

オ 施設入所支援又は共同生活援助利用者についても、帰省を含め余暇外出等を目的とした移動支援を利用できる。